

2020年5月7日

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症による緊急事態宣言
期間延長に対する弊社の方針について（第5報）

お客様各位

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、5月4日（月）に安倍総理大臣より新型コロナウイルス対策による緊急事態宣言の期間延長が発表されました。外出自粛要請とともに、8割の接触回避の継続が求められています。

弊社では4月1日（水）よりテレワークを中心とした在宅勤務を実施させていただいておりますが、この度の緊急事態宣言の延長を受けまして、再び在宅勤務期間を延長することといたしました。

度々の延長に伴いまして、お客様にはご不便やご迷惑をおかけすることになり大変心苦しく、また大変恐縮に存じますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【実施内容】

- ・業務形態：原則として自宅での業務（テレワーク）
- ・期間：令和2年6月5日（金）まで

なお、今後、緊急事態宣言の期間に合わせて、業務形態の調整も行なってまいります。
ご了承のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

以上

株式会社 春恒社
代表取締役社長 中山五男